

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 26 年度第 2 四半期）

デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	25 年度(あ)第 203 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた商品デリバティブ取引の損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した商品デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行が本件契約のヘッジ対象と主張する商材を国内商社から円建てで仕入れていた。しかし、当該仕入商材に係る価格変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社にはヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、内容及びリスク等を十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社の仕入商材に係る価格変動リスクについて一定のヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と仕入商材の原材料に係る取引相場に相関性があることを検証したものの、必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年4月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジニーズの検証が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年7月2日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	26年度(あ)第20号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、変動金利の上昇リスクを特段ヘッジするほどのニーズはなかったが、B銀行から融資を受けている立場上、B銀行担当者の執拗な勧誘を断りきれず、また、十分な説明を受けることなく本件契約を締結させられた。 ・既に民事調停が終了しているが、B銀行に和解の可否を再考してほしい。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の借入状況を把握し、借入金の金利変動リスクに対するヘッジニーズを確認した上で、本件契約を提案し、締結に至った。 ・当行担当者が、融資の条件として本件契約を提案した事実はない。 ・当行担当者は、所定の資料を用いて、本件契約の内容について十分な説明を行っており、A社担当者は十分に本件契約の内容等を理解していたものと判断している。 ・本件契約については、既に民事調停が終了している。
あっせん手続の結果	<p>【申立不受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、本件契約については、既に民事調停が終了していることから、業務規程26条1項3号(訴訟が終了または民事調停が終了したものである場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成26年7月30日付けであっせん手続を終了した。

以上